

**改正**

平成25年10月1日横書き施行

平成25年10月3日規則第41号

平成29年6月30日規則第33号

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成15年佐倉市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

**第2条** 条例第3条に規定する佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号に定める者 3人以内
- (2) 条例第3条第2号に定める者 2人以内
- (3) 条例第3条第3号に定める者 2人以内
- (4) 条例第3条第4号に定める者 1人
- (5) 条例第3条第5号に定める者 5人以内
- (6) 条例第3条第6号に定める者 2人以内
- (7) 条例第3条第7号に定める者 5人以内
- (8) 条例第3条第8号に定める者 2人以内
- (9) 条例第3条第9号に定める者 1人

(専門部会)

**第3条** 委員会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

7 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年10月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成29年6月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。